

産業医に対する業務上判断の 支援状況に関する調査研究

三重産業保健推進センター

発表者 産業保健相談員

尾辻典子

調査研究の目的

1. 高度・専門化医療の中で、労働者の健康問題に、産業医が自分自身の専門外分野、例えばメンタルヘルス等について意見を求められる機会が増加
2. 労働安全衛生法の一部改正により労働者への面接指導が産業医の職務として法制化

これらをふまえ、産業医が業務上の判断を求められたとき、どのような内容の支援をどのような形で提供されるのが望ましいと考えるかを産業医を対象にアンケート調査を実施

方法

名簿作成に関する承諾の意思確認



調査対象者名簿作成



アンケート用紙等の発送・回収



返信の督促および締め切り



アンケートの集計及び解析

表1 アンケート調査票

過日は、産業医活動のための基盤調査ならびに名簿の作成にご賛同いただきましてありがとうございます。

おかげさまで、330名の先生方のご賛同を得ることができました。さて、さっそくで恐縮ですが、このたび産業医の業務上判断に対する支援状況に関するアンケート調査をさせて頂くことにしました。お忙しい中、誠に恐れ入りますが、下記の項目についてご記入のうえ、同封の返信用封筒で11月10日頃までにご回答の程よろしく願いたします。

●該当する項目のアルファベットを○で囲んでください。

問1. 産業医としての活動についてお尋ねします。

- a. 現在産業医として活動している。
- b. 以前、産業医として活動したことがある。
- c. 産業医として活動をしたことはない
(c. と回答された先生は問13にお進みください。)

●以下については、問1で a. または b. と答えられた先生にお尋ねします。

問2. 産業医契約の内容は次のどれに該当しますか。

- a. 専属産業医 b. 嘱託産業医（複数事業所） c. 嘱託産業医（1事業所）

問3. 事業所規模について（複数事業所の産業医をされている場合、最も多い人数の事業所規模を）お答え下さい。

- a. 1～99人 b. 100～499人 c. 500～999人 d. 1000～2999人 e. 3000人以上

問4. 産業医活動の中で困ったり、判断に苦しんだりしたことがありますか。

- a. ある b. ない

●問4で「a. ある」と答えられた先生にお尋ねします。

問5. それはどのような内容ですか。（複数回答可）

- a. 健康相談について
- b. 衛生教育について
- c. 就業上の措置（就業制限や職場復帰等）について
- d. その他

該当項目について、お差し支えなければ具体的にご記入ください。

●「就業上の措置」についてお尋ねします。

問6. 産業医として、事業主等から就業上の措置について意見を求められたことがありますか。

- a. ある b. ない

問7. 従業員の就業上の措置について悩んだことがありますか。

- a. ある b. ない

問8. 従業員の就業上の措置について悩んだとき、相談できる方はいますか。

- a. いる b. いない

以下はセカンド・オピニオンについての項目です。

<セカンド・オピニオンについて>

西島の説によれば、セカンド・オピニオンとは、個人が自分自身に関して、きわめて専門的な知識を必要とする内容の意思決定や選択をする際、複数の

専門家の意見を聴くこととしています。

このことを踏まえて、産業医活動の中でセカンド・オピニオンを考えた場合、

① 従業員が自分の健康管理措置（たとえば残業禁止などの就業制限措置など）に関して、担当産業医以外の専門家にその妥当性や参考意見を求める

② 従業員が事業場外医療機関で受けている診療に関して、身近な医療資源としての産業医にその妥当性や参考意見を求めるという二つの場合が想定されます。

●上記の内容を念頭に以下の項目についてお尋ねします。

問9. セカンド・オピニオンを得るための健康管理資料を当該従業員から求められたことがありますか。

- a. ある b. ない

●問9で「a. ある」と答えられた先生にお尋ねします。

問10. その内容についてお答えください。（複数回答可）

- a. 従業員自身の就業上の措置について
- b. 従業員自身の病気の治療等について（専門医への紹介も含む）
- c. その他

よろしければ具体的内容についてご記入ください。

問11. 今後上記①に相当するようなケースの場合において、セカンド・オピニオン制度の確立は必要と思われますか。

- a. 必要である b. 必要ない c. 解らない

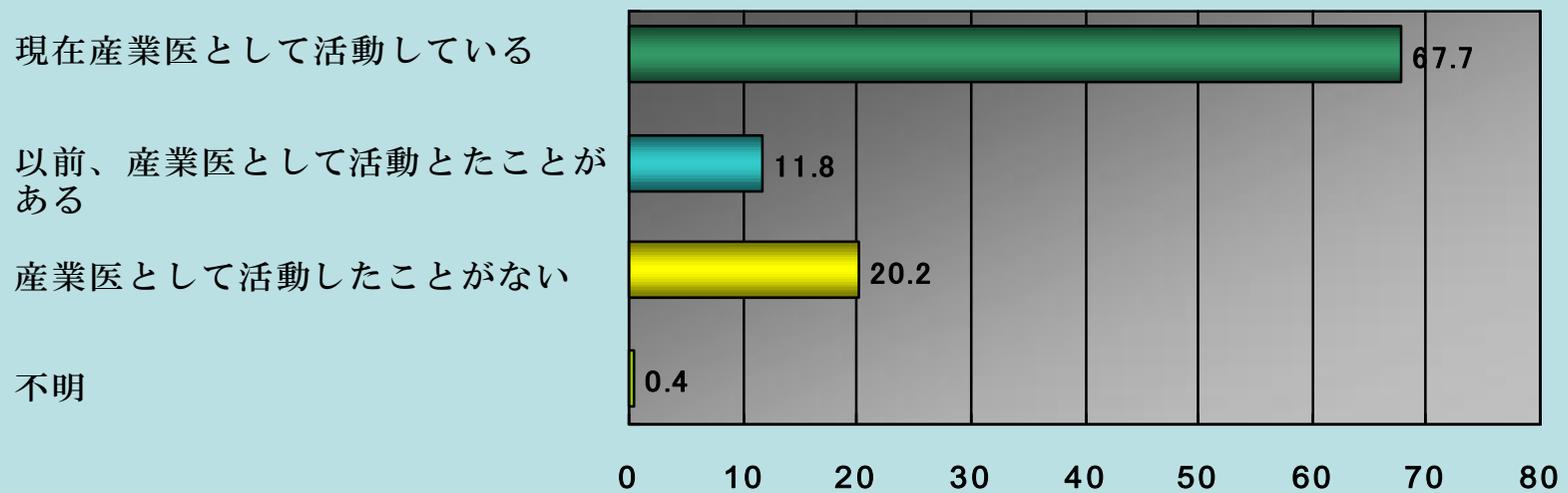
●全ての先生にお尋ねします。

問12. その他、産業医活動全般についてご意見があればお聴かせ下さい。

ご協力ありがとうございました。

調査結果および考察

産業医活動状況

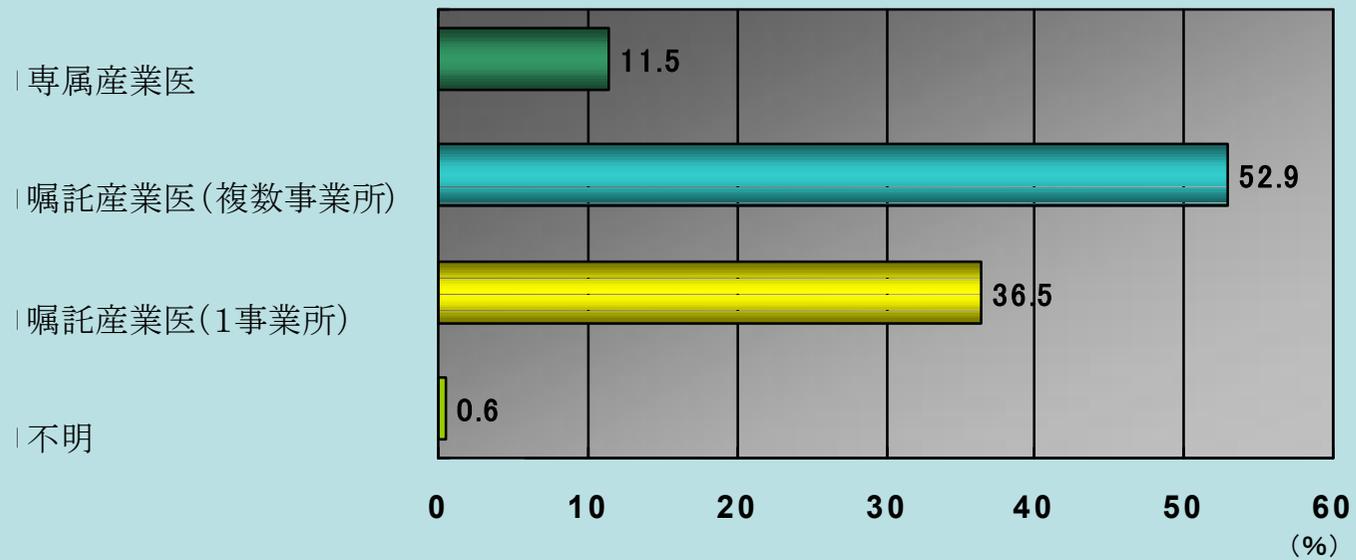


【Q1】産業医としての活動について

<SA>

(N=406)

産業医契約の内容

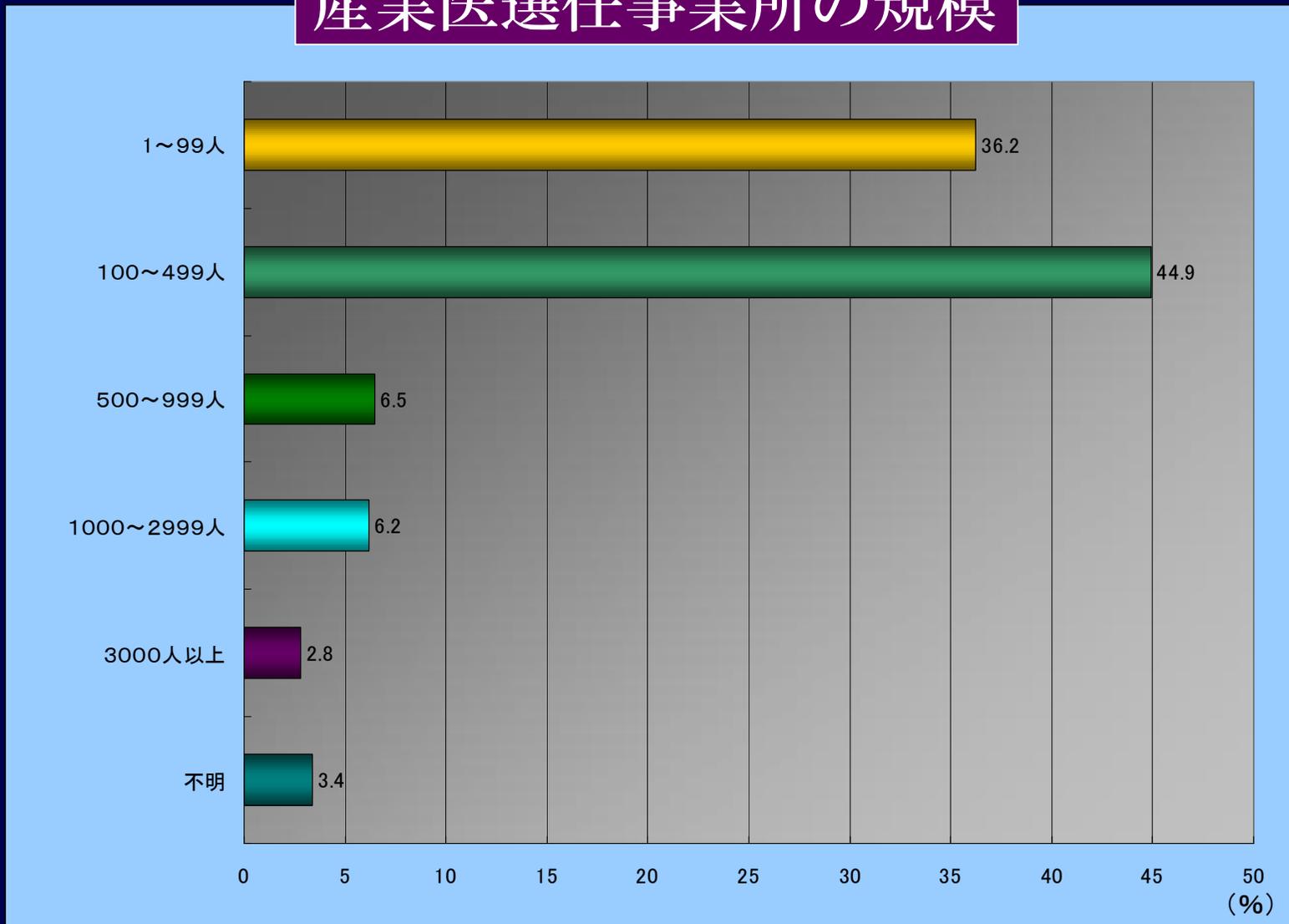


【Q2】産業医契約の内容は

<MA>

(N=323)

産業医選任事業所の規模

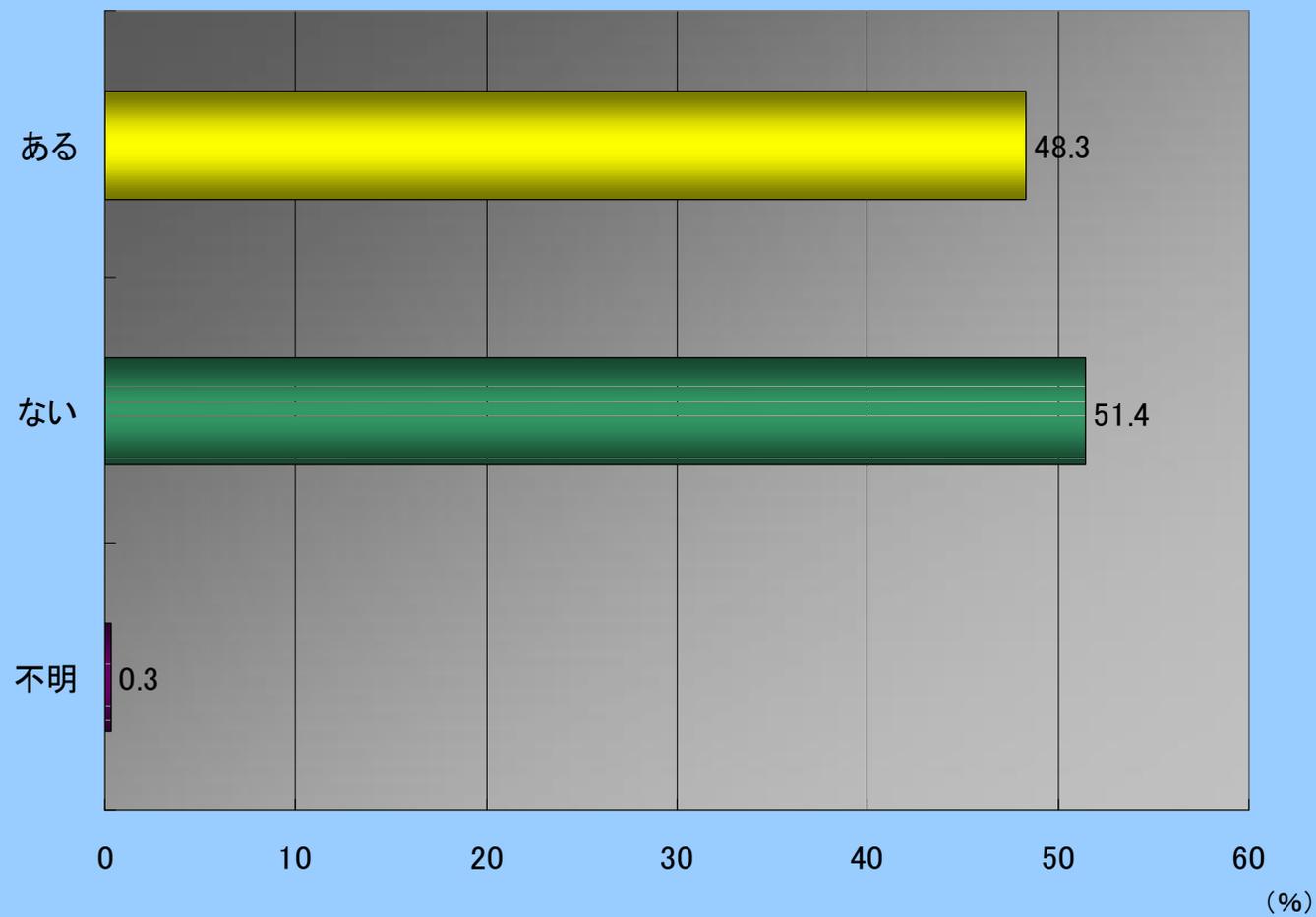


【Q3】事業所規模について

<SA>

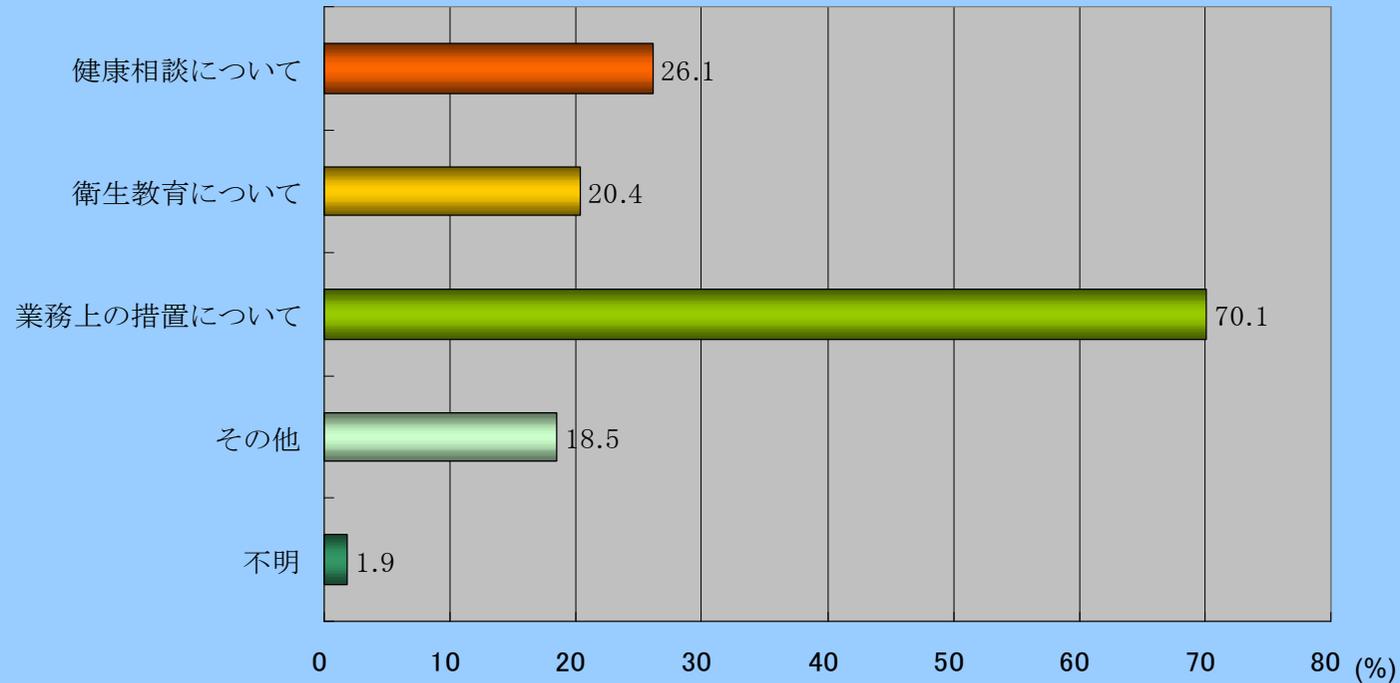
(N=323)

活動に際しての困り、悩み



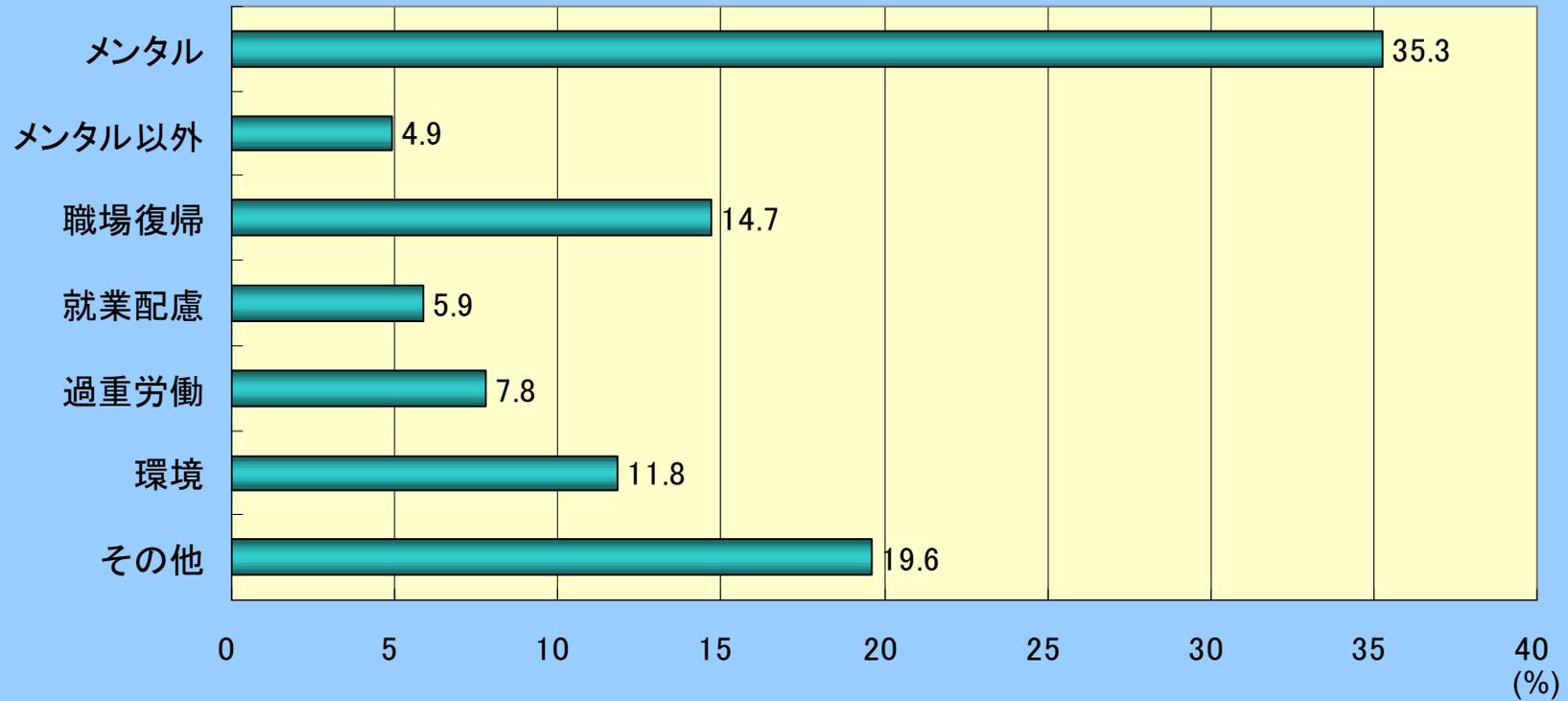
【Q4】産業医活動の中で困ったこと、判断に苦しんだこと <SA> (N=323)

活動に際しての困り、悩みの内容

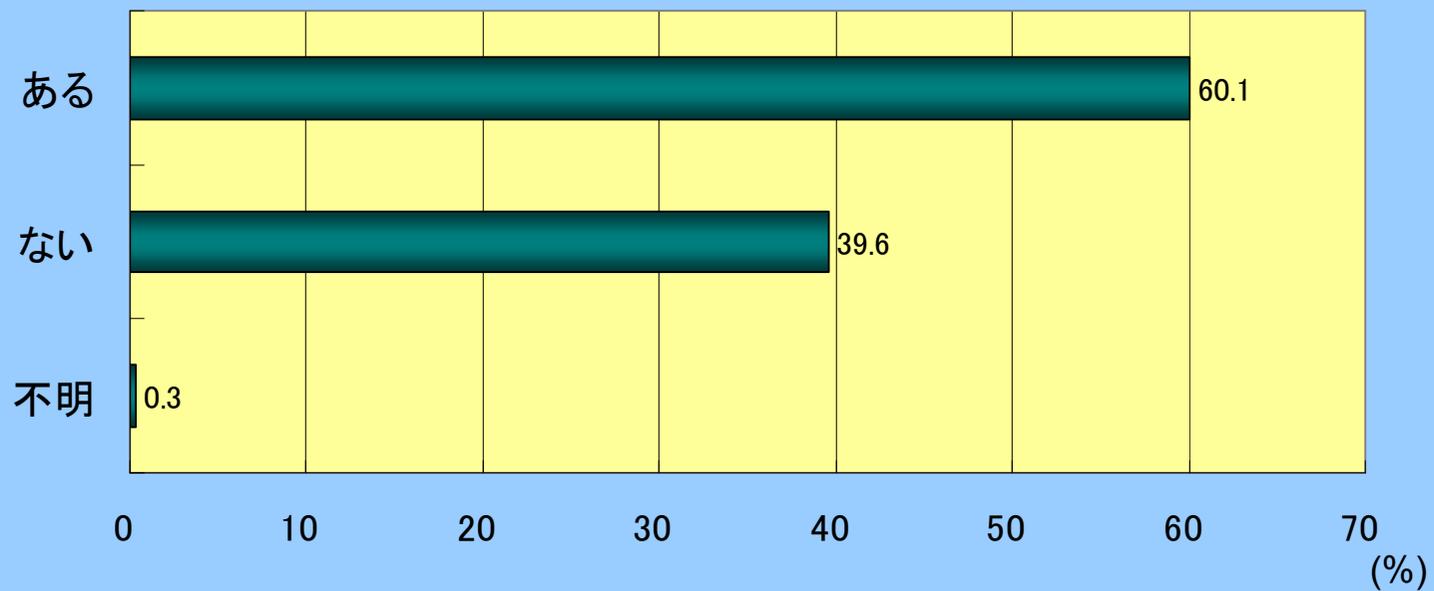


【Q5】それはどのような内容ですか <MA> (N=157)

産業医活動中で困ったり、悩んだりしたことの内容



事業主から就業上の措置について意見の聴取

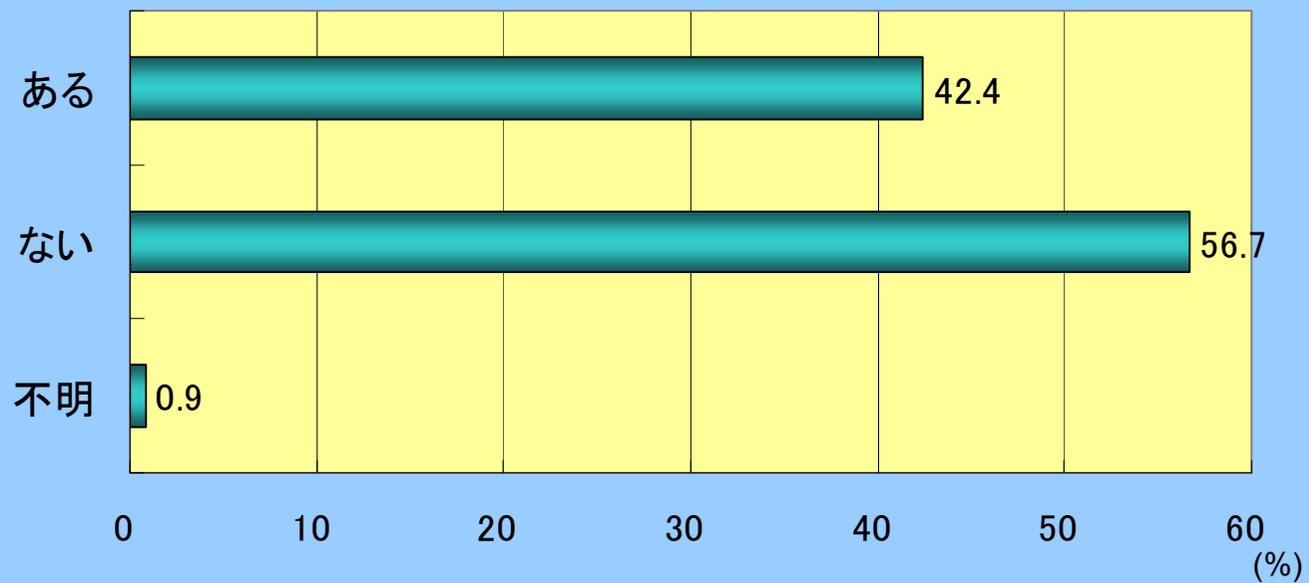


【Q6】事業主から就業上の措置について意見をもとめられたことがある

<SA>

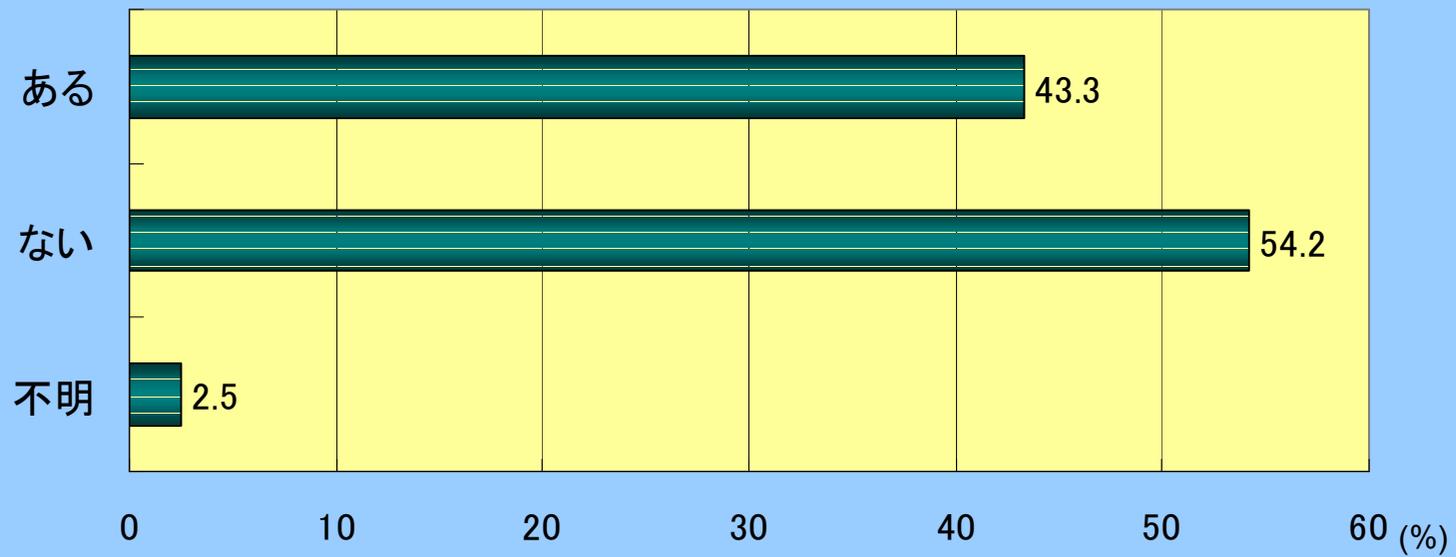
(N=323)

従業員の就業上の措置についての悩み



【Q7】従業員の就業上の措置について悩んだこと <SA> (N=323)

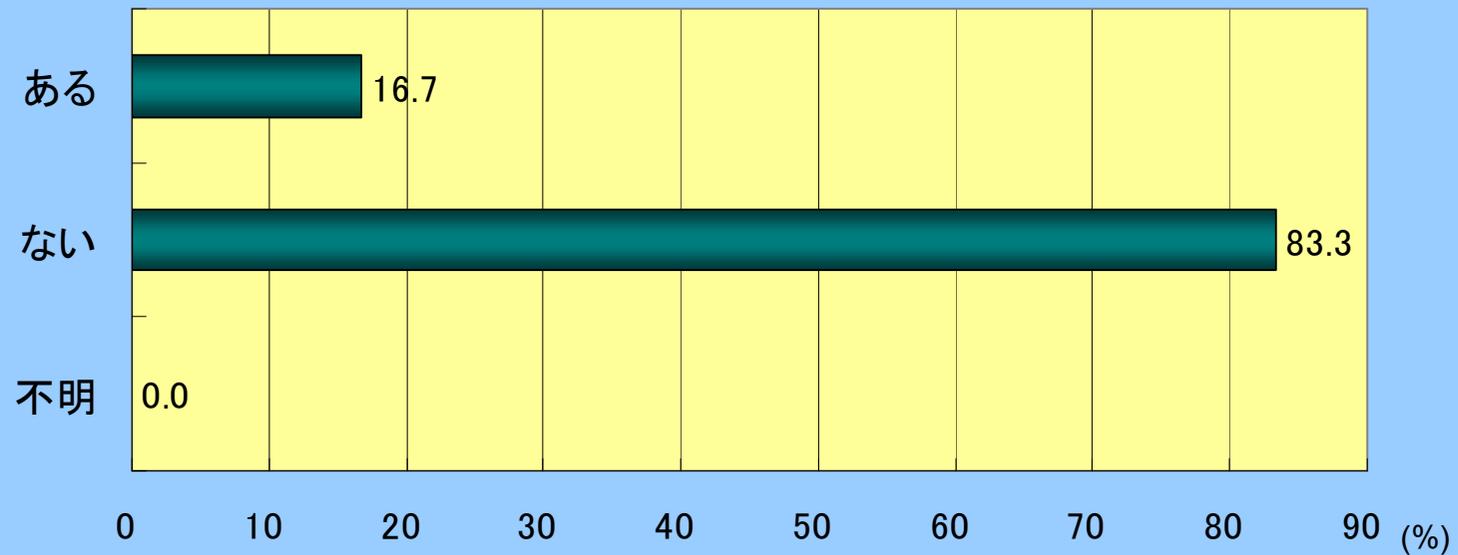
就業上の措置に悩んだときの相談相手



【Q8】就業上の措置について悩んだ時の相談相手があるか <SA>

(N=323)

就業上の措置に悩んだときの相談相手



【Q9】セカンド・オピニオンを得るための健康管理情報の請求について

<SA>

(N=323)

セカンド・オピニオンの内容について

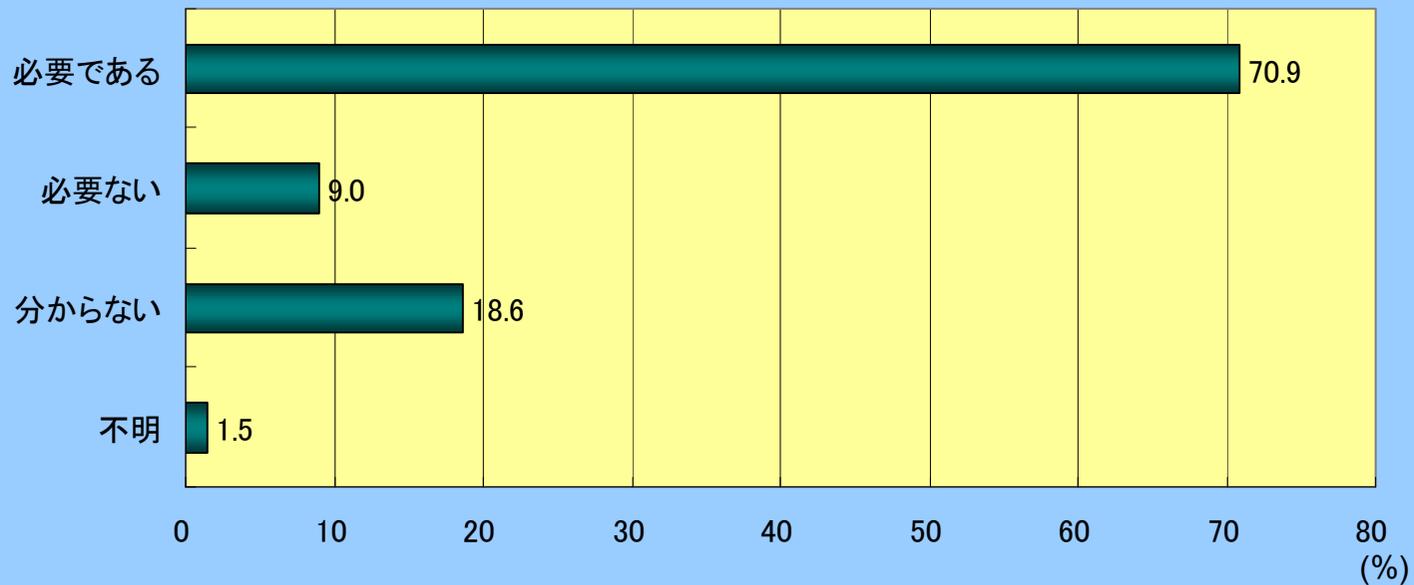


【Q10】セカンド・オピニオンを得るための健康管理情報の請求内容について

<MA>

(N=57)

セカンド・オピニオンの確立について



【Q11】「従業員が自分自身の健康管理上の措置に関して第三者に意見を求める」に相当するようなケースのセカンド・オピニオンの確立について

<SA>

(N=323)

まとめ

- ・日本医師会認定産業医406名からのアンケート調査回答をえた。
- ・その結果約半数(48.3%)が困ったり、判断に苦しんでいることがわかった。
- ・具体的内容は就業上の判断における悩みが70%を占めていた。
- ・この主な中身はメンタル疾患に関するもの48%、職場復帰に関するものが25.3%であり、うち78.9%は精神疾患の職場復帰であった。
- ・この結果から産業医に対し、メンタルヘルスに関する業務上措置についての支援策が早急に望まれる。
- ・精神科主治医との連携が必要であるが、個人情報保護法の施行後は極めて難しくなっている。
- ・一般的な疾病の医療情報交換に関しては、平成13年、15年の当センターが行った研究が参考になるが、精神疾患についての医療情報開示方法のシステム化がこれらの問題の解決につながると期待される。